

業務用稼働率別プラン定義書
(繁盛応炎団)
重要事項説明書

2026年9月1日実施

京葉ガス株式会社

プラン定義書

業務用稼働率別プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約使用可能量」とは、この定義書の適用を受ける当社の都市ガスを使用する機器の全定格入力（キロワット）を小売約款に定める標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値（小数点以下切り捨て）またはこの定義書の適用を受けるガスメーターの能力（立方メートル毎時）の和をいいます。
- (2) 「実績使用量算定期間」とは、この定義書をお客さまが申し込まれた日（以下「申込日」といいます。）の直前の定例検針日（申込日が定例検針日と同一の場合はその定例検針日とします。）が属する月の前年同月の定例検針日の翌日から申込日の直前の定例検針日までの12か月の検針分をいいます。ただし、この定義書にもとづく契約をすでに締結している場合は契約期間満了日が属する月の前年同月の定例検針日の翌日からその満了日までの12か月の検針分とします。
- (3) 「実績月別使用量」とは、実績使用量算定期間の月別使用量をいいます。ただし、新たなガスの使用開始もしくはガスの使用計画の変更などの場合には、当社とお客さまとの協議により定める12か月の月別予定使用量を実績月別使用量とします。
- (4) 「実績最大需要期使用量」とは、実績使用量算定期間の12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月使用分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの使用量をいいます。なお、(3)ただし書きによる場合には、実績月別使用量のうち、1月、2月、3月および12月使用分をいいます。
- (5) 「実績最大需要期平均使用量」とは、実績最大需要期使用量を4で除した量をいいます。
- (6) 「実績年間使用量」とは、実績月別使用量の合計量をいいます。
- (7) 「実績年間平均使用量」とは、実績年間使用量を12で除した量をいいます。
- (8) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績年間平均使用量}}{\text{実績最大需要期平均使用量}} \times 100$$

(9) 「実績月間稼働率」とは、月間の実績使用量を契約使用可能量で除したものをいい、倍で表示します。

(10) 「単位料金」とは、別表の基準単位料金または小売約款に定める調整単位料金をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を継続することができます。

(1) 業務用稼働率別プラン1種の場合

- ①契約使用可能量が6立方メートル以上であること。
- ②実績年間負荷率が85パーセント以上であること。

(2) 業務用稼働率別プラン2種の場合

- ①契約使用可能量が6立方メートル以上であること。
- ②実績年間負荷率が70パーセント以上であること。

3. 契約の締結

(1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

(2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は、以下の規定にもとづき決定いたします。

- ①この定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。
- ②この定義書にもとづき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日から、その前

日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が使用開始日に先立つ場合は、契約期間は、契約開始日から、その直後の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

- (4) 契約期間満了に先立って契約の解約または変更の申し込みがない場合および契約期間のご使用実績が適用条件を満たす場合で、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以降も同様といたします。
- (5) この定義書にもとづいて契約をされ、業務用稼働率別プラン1種を適用されたお客さままで、(8)を除き、かつご使用実績が業務用稼働率別プラン1種の適用条件を満たさない状況が連続している場合には、当社は、当社がやむをえないと判断した場合以外、契約期間満了日の翌日から、この定義書にもとづく契約の業務用稼働率別プラン2種を適用いたします。なお、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が連続している状態とは、前契約期間、今契約期間ともに2(1)②の適用条件を満たさない状態をいいます。
- (6) この定義書にもとづいて契約をされ、業務用稼働率別プラン2種を適用されたお客さままで、契約期間のご使用実績が業務用稼働率別プラン1種の適用条件を満たす場合には、契約期間満了日の翌日から、この定義書にもとづく契約の業務用稼働率別プラン1種を適用いたします。なお、ご使用実績が適用条件を満たす状態とは、今契約期間について2(1)②の適用条件を満たす状態をいいます。
- (7) この定義書にもとづいて契約をされ、業務用稼働率別プラン1種もしくは、業務用稼働率別プラン2種を適用されたお客さままで、ご使用実績が業務用稼働率別プラン2種の適用条件を満たさない状況が連続している場合には、当社は、当社がやむをえないと判断した場合以外、契約期間満了日の翌日からはこの定義書にもとづく契約の継続は行わず、バリュープラン定義書にもとづく契約へ移行いたします。なお、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が連続している状態とは、前契約期間、今契約期間ともに2(2)②の適用条件を満たさない状態をいいます。
- (8) この定義書にもとづいて契約をされているお客さまが、その契約の契約期間満了前に他のガス料金プラン定義書への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (9) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (10) お客さまは、この定義書にもとづいて契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（空調用Aプラン、小型空調専用プラン、その他当社が指定するものを除く）、または最終保障供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

4. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

5. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（1円未満の端数切り捨て）
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (4) 料金は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が小売約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

6. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの定義書にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの定義書にもとづく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相

手方に保証するものいたします。

7. 契約の変更または解約

- (1) 契約期間中であっても、当社はこの契約を変更、または双方協議のうえ解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまの申し出にもとづき、契約期間満了前であってもこの定義書にもとづく契約を解約できるものいたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合（2（1）①および（2）①に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）、当社の申し出にもとづき、契約期間満了前であってもこの定義書にもとづく契約を解約できるものいたします。
- (4) お客さまがガス小売事業者の変更によりこの定義書にもとづく契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その45日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。

8. 精 算

- (1) すでにこの定義書を適用されているお客さまで、2（1）①および（2）①に定める適用条件を満たさないでガスをご使用されていた場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般料金プラン定義書を適用して算定される料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。ただし、すでに料金としてお支払いいただいた金額が一般料金プラン定義書を適用して算定される料金を上回る場合にはこの限りではありません。

9. 設置確認

- (1) 当社は、この定義書の適用を受ける機器の設置状況の変更等、2（1）①および（2）

①に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾させていただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書を解約し、解約日以降一般料金プラン定義書を適用いたします。

(2) この定義書の適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合、新たな機器を設置した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2026年9月1日から実施いたします。

2. 当該プランの取り扱いについて

当社は、2の適用条件を満たした場合であっても、2026年9月1日以降は、本定義書にもとづく新たな需給契約の締結は行いません。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものとしたします。従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 小売約款の規定により料金を日割計算により算定する場合、実績月間稼働率は、小売約款の規定に基づく1か月換算使用量を契約使用可能量で除したのものによります。

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,609.90円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

- 料金表 A 実績月間稼働率が 0 倍から 20 倍までの場合に適用いたします。
- 料金表 B 実績月間稼働率が 20 倍をこえ、25 倍までの場合に適用いたします。
- 料金表 C 実績月間稼働率が 25 倍をこえ、30 倍までの場合に適用いたします。
- 料金表 D 実績月間稼働率が 30 倍をこえ、35 倍までの場合に適用いたします。
- 料金表 E 実績月間稼働率が 35 倍をこえ、40 倍までの場合に適用いたします。
- 料金表 F 実績月間稼働率が 40 倍をこえる場合に適用いたします。

業務用稼働率別プラン1種	料金表 A	1立方メートルにつき	140.60円
	料金表 B	1立方メートルにつき	132.67円
	料金表 C	1立方メートルにつき	122.94円
	料金表 D	1立方メートルにつき	116.58円
	料金表 E	1立方メートルにつき	115.39円
	料金表 F	1立方メートルにつき	114.21円

業務用稼働率別プラン2種	料金表A	1立方メートルにつき	140.60円
	料金表B	1立方メートルにつき	140.30円
	料金表C	1立方メートルにつき	130.58円
	料金表D	1立方メートルにつき	124.22円
	料金表E	1立方メートルにつき	123.03円
	料金表F	1立方メートルにつき	122.15円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。